

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
I-252	地元調整に係る調査研究（令和7年度）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和8年2月16日(月)（10:30）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うおとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。
(別紙参照)
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項保有個人情報等の取扱いに関する特約条項
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 入札に関する条件 仕様書2.2.1 a)～c)に定める本業務の実施体制並びに仕様書6.3.1 a)～c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること

(提出期限：令和8年 1月 30日 (金) 18:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。)

- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>) を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 2月 12日 (木) までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

仕 様 書		
件 名	地元調整に係る調査研究（令和7年度）	作成年月日令和7年12月24日
		地方協力局地方協力課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、地元調整に係る調査研究（以下「本調査研究」という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を構成するものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用する。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容が優先する。

- a) 「著作権法」（昭和45年法律第48号）
- b) 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）
- c) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）
- d) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）
- e) 「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」（防装庁（事）第137号。4. 3. 31。以下「情報セキュリティ通達」という。）

2 役務の実施に関する要求

2.1 契約期間

契約日から令和8年3月31日までとする。

2.2 本調査研究の実施体制

2.2.1 体制の確保等

契約の相手方は、本調査研究の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議すること。

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) a)の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績

等を有すること。

- c) a)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- d) 官側から意見交換を求められた際は、それに対応できる態勢を確保すること。

2.2.2 第三者に係る取扱い

- a) 契約の相手方は、この役務に第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を第三者に漏えい又は他に転用しないこと。

2.3 本調査研究の目的

防衛省・自衛隊の新たな施設整備や装備品の配備等については、地方自治体や地域住民との円滑な合意形成が不可欠である一方、その手続きに長期間を要したり、場合によっては難航または頓挫する事例も見られる。その要因として、省内の人事異動に伴い、個々の案件における実施プロセスや得られた知見の引継ぎが十分に行われていないこと、また、地域ごとの文化や特性を踏まえた地元との合意形成を前提とした事業決定プロセスが明確化されていないこと等が挙げられる。

さらに、具体的な合意形成の場面においては、地域からの多様な意見（いわゆる「声なき声」含む。）を適切に汲み取る必要があることから、意見収集や対応における共通的な手法・プロセスを整理・検討することが求められている。

本調査研究は、防衛省主管事業以外で実施されている円滑な合意形成のための手法を調査・整理した上で、防衛省事業の特殊性を踏まえた合意形成に係る共通の方法書を作成するとともに、地元調整能力に優れた職員の育成及び職員の業務負担軽減に資する継続的な研修プログラムを構築することを目的とするものである。

2.4 本調査研究の内容

a) 基礎的調査

道路、空港等インフラ施設の新設、大規模改築、運用変更等における市民合意形成について、他省庁等の取組事例を収集し、傍証資料として整理する。併せて、これらの事例を支える理論的背景や共通する要素を整理し、防衛省における合意形成の在り方を検討するうえの指針の基本的な項目（草案）を立案する。

b) 指針案の作成

防衛関連施設の新設や大規模改修等に際して市民合意形成を行う際の基

本的な拠り所となり得る指針案の枠組みを作成する。その際、必要に応じて当省関係者との意見交換を行い、防衛関連施設に関わる特有の要素・制約等を反映させるとともに、運用の形骸化を防止するための基本的な考え方・工夫を盛り込む。

c) 分析

作成した指針案で示された合意形成上の論点を評価軸として、防衛関連施設における地域との合意形成事例を可能な範囲で分析・評価し、その結果を取りまとめる。

d) 普及・啓発

指針案の普及・啓発方策に関する基本的な方向性を検討するとともに、当省における職員向け研修プログラムの立案を支援する。また、当該研修プログラム案に沿って実施する職員研修において、本調査の結果の発表や今後の更新等のための課題抽出のためのワークショップ等を含む研修ファシリテーターとしての支援を、少なくとも1回実施する。

2.5 契約相手方の要件

a) 契約相手方は、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について」（通達）の調達における情報セキュリティ基準適合者であることを証明すること。

b) 契約相手方は、直近10年以内に、官公庁及び独立行政法人を含む公的機関における調査研究に係る役務において、計画策定プロセス、合意形成またはPI（パブリック・インボルブメント）に係る調査研究の実績を有し、さらに当該調査研究に係る研修実績を有するものとする。

3 実施要領

3.1 体制表の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、本調査研究に係る業務従事者を記載した体制表を作成し、官側へ提出すること。

3.2 実施計画書の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、契約後速やかに本調査研究に係る実施計画書を作成し、官側に提出すること。

3.3 官側への定期報告等

契約の相手方は、官側と調整の上、実施内容等について官側に本調査研究の進捗等を報告し、指示を受けること。また、その他官側から参加を要請された会議へ参加すること。

3.4 調査報告書等の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、本調査研究の成果を取りまとめた調査報

告書を日本語で作成すること。また、調査報告書において、日本語以外の資料を引用する場合には、日本語訳を付けること。

3.5 報告会の実施

契約の相手方は、官側と調整の上、防衛省地方協力局地方協力課において、調査報告書に関する中間報告会（時期は官側と要調整）及び最終報告会（3月末）を実施すること。

3.6 中間報告や最終報告会における議事録や資料の作成

契約の相手方は、中間報告や最終報告会等における議事録を作成し、また、必要に応じて会議資料を作成し、官側に提供すること。

4 提出書類等

4.1 提出書類

契約の相手方は、表1に示す提出書類を防衛省地方協力局地方協力課に提出すること。

表1 提出書類

番号	名称	提出時期	媒体
1	体制表	契約後速やかに	書面1部及び電子媒体1枚
2	実施計画表	契約後速やかに	書面1部及び電子媒体1枚
3	議事録	中間報告及び最終報告会後速やかに	書面1部及び電子媒体1枚
4	中間報告書	報告会時	書面1部及び電子媒体1枚
5	調査報告書	契約納期まで	書面1部及び電子媒体1枚

※ 提出書類は、Microsoft Office (Word 又は Power Point) を用いて作成し、作成したファイルをPDFファイルとしたものと合わせ、契約の相手方が用意する電子媒体に保存して提出すること。

4.2 提出場所

東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省地方協力局地方協力課

5 著作権等

著作権その他の権利は、別紙のとおり取り扱うこと。

6 その他

6.1 提案内容に関する準拠性

本調査研究の実施に当たっては、本仕様書のほか契約の相手方が調達時に提案した事項を実施すること。

6.2 検査

検査は、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

6.3 情報保全

6.3.1 体制の確保

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取扱うものとする。）として取扱われることを保障する履行体制
- b) 保護すべき情報等について、官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。
- c) 保護すべき情報等について、官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して、指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。
- d) 契約相手方は、契約締結後、速やかにプライバシーマーク、JAPIC Oマーク、ISMS認証、JAPHICマーク等個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していることの認証等を得ていること、そのものの写しを官側に提出し、確認を受けること。その際、履行期限内にその有効期限を越えないこと。

6.3.2 契約を履行する一環として収集、整理、作成等した情報の取扱い

- a) 契約の相手方は、6.3.1に述べる事項等の情報セキュリティが侵害され又は侵害されるおそれが発生した場合には、遅滞することなく、直ちに報告すること。
- b) 業務の遂行において契約の相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側が認めた場合は、契約の相手方は官側の求めに応じ協議を行い、両者で合意の上で、改善を図ること。

- c) 契約の相手方は、本調査研究の履行に当たって、以下の事項について遵守すること。契約の相手方は、知り得た保護情報の取扱いに当たっては、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」に基づき、適切に管理する。細部については、表2のとおりとする。

表2 保護すべき情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査報告書（中間報告書及び報告会議事録を含む） ・ 上記以外の情報で、別途官が指定する「注意」、「記入後注意」（情報を記入したものに限り）、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「一部非開示」等が記載された情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.4 項における合意形成に係る調査結果、指針案及び分析結果に関する情報 <p>官側から提供する資料のうち、官が特に指定するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らかに又は類推される場合は保護の対象とする ・ 検討中資料において、官から提供された保護すべき情報が類推できるものについては、保護すべき情報としての取扱いが必要 ・ 企業において作成する情報から、官から提供された「保護すべき情報」が類推できる場合は、その作成された情報は、保護すべき情報となることに留意する。 	<p style="text-align: center;">—</p>

6.4 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

本調達物品等は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）の基準を満たすものであること。また、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6.5 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及びこれに基づく規則等を遵守すること。

6.6 疑義事項

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

6.7 仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について、官側から契約相手方に対し、要望があった場合には、官側と契約相手方との協議の上、必要に応じて契約相手方からの支援を受けられるものとする。

6.8 資料の貸与

契約の相手方は、本役務の実施にあたり必要な官側の保有する資料等について、官側の許可を得た上で、閲覧又は貸与を受けることができる。官側が保有する資料の閲覧又は貸与を受ける場合は、取扱いに留意し、法令及び関連規則に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

6.9 官側の支援

契約相手方は、役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 事務室、水、電気、端末及び内線電話の使用
- b) その他、官側が必要と認めた事項

著作権その他の権利

- 1 契約の相手方は、調査報告書等を作成する場合は、第三者が有する著作権等を侵害することのないよう、必要な処置を講ずること。
- 2 この契約において作成した調査報告書等が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担すること。
- 3 この契約において創作され納入物となる調査報告書等の著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次によること。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。
 - (1) 契約の相手方が従来から有していた著作権等は、契約の相手方に留保される（以下「留保著作権等」という。）。
 - (2) 契約の相手方は、この契約で新たに契約の相手方が著作した調査報告書等の著作権を官側に譲渡することとし、調査報告書等の納入時に**属紙第1**「調査報告書等に関する著作権譲渡証明書」を作成し、提出すること。
 - (3) 契約の相手方は、提出書類及び納入品に関し、著作権法に規定する著作人格権を行使しないこととし、調査報告書等の納入時に**属紙第2**「調査報告書等に関する著作人格権不行使証書」を作成し、提出すること。
 - (4) 契約の相手方は、調査報告書等に関する著作権等の留保を主張する場合は「調査報告書等に関する著作権譲渡証明書」の附属書として**属紙第3**「調査報告書等に関する留保著作権等内訳書」を作成し、提出すること。契約の相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受けること。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を官側に提出すること。
- 4 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決すること。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けること。

調査報告書等に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した調査報告書等に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を令和 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の下、乙への留保が認められた著作権は除くものといたします。

調査報告書等に関する著作者人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した調査報告書等に関する著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出いたします。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

附属書

調査報告書等に関する留保著作権等内訳書

調査報告書等に関する著作権譲渡証明書のただし書により，乙に留保される著作権等の内訳は，次のとおりです。

<p>該当範囲</p>	
<p>該当箇所</p>	
<p>理由</p>	

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号		
	調 達 要 求 番 号		
	調 達 要 求 年 月 日		
	作 成 部 課	地方協力局地方協力課	
	作 成 年 月	令和7年12月24日	
品 名	地元調整に係る調査研究（令和7年度）		
仕 様 書 番 号			
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき、適切に管理するものとする。</p>			
<p>2 保護すべき情報として指定された情報</p>			
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
<ul style="list-style-type: none"> 調査報告書（中間報告書及び報告会議事録を含む） 上記以外の情報で、別途官が指定する「注意」、「記入後注意」（情報を記入したものに限る）、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「一部非開示」等が記載された情報 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書2.4項における合意形成に係る調査結果、指針案及び分析結果に関する情報 官側から提供する資料のうち、官が特に指定するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 官側との調整時、提出書類の作成時に明らかに又は類推される場合は保護の対象とする 検討中資料において、官から提供された保護すべき情報が類推できるものについては、保護すべき情報としての取扱いが必要 企業において作成する情報から、官から提供された「保護すべき情報」が類推できる場合は、その作成された情報は、保護すべき情報となることに留意する。 	

3 特記事項

なし